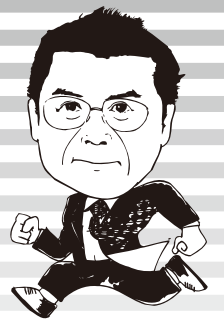




三重県議会議員

たち直人 県政リポート



発行者 三重県議会議員 館 直人
〒510-1253 三重郡菟野町潤田533番地2
TEL 059-393-1532 FAX 059-393-1039

3期目を振り返って ～検証と成果～ ①

地域に密着した活動が、私の政治活動の原点です！

夢と希望と感動と勇気を与える 『スポーツの推進』

私は「スポーツの推進」をライフワークの一つとして取り組んできています。本県においては、平成25年8月に「全国中学校体育大会」が東海ブロックで開催され（本県では、柔道、ソフトボール、新体操の3種目を開催。）、平成30年に「全国高等学校総合体育大会」、平成33年には「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が、また、平成32年には「2020東京オリンピック・パラリンピック」も開催されます。こうしたことは、本県においてスポーツを推進する絶好の機会です。

スポーツには、県民の健康づくりや青少年の健全育成、コミュニティの醸成、元気な地域づくりの推進など等、その効果は計り知れないものがあります。

私はスポーツを「する」だけでなく、「見る」「支える」の視点からの考え方や諸施策の提案等も行いながら、いかにして施策等を効果的・効率的に推進する必要があるかなどについて、鈴木知事をはじめとする県当局とスポーツに関する所見や決意、振興策、目指すものなどについて議論を深めてきました。



国体開会式

1. 知事部局に「スポーツ推進局」を新設！

私は、平成23年9月の県議会：一般質問で、大規模大会等の開催を控え、ジュニア選手の育成や、選手の確保、指導者の養成、諸施設の整備、推進体制の確立などは早急に取り組まなければならない不可欠な課題であることから、スポーツ振興の所管部局を教育委員会から知事部局に移管し、知事直轄の下、スポーツ振興を県政の重要施策に位置付け積極的に取り組むことを提案。

これに対し、知事は平成24年度の県の組織の条例改正において、県のスポーツ推進の所管を知事部局の“地域連携部”の中に「スポーツ推進局」を新設し、教育委員会や健康福祉部など県組織と一体となり横断的に取り組むこととなりました。

2. 「三重県スポーツ推進条例」を制定！

平成25年6月の県議会：一般質問で、県のスポーツをもっと積極的に推進するには、単にスポーツを「する」ことに視点を当てた施策だけでは不十分で、スポーツを「見る」「支える」という視点も重要である。また、スポーツというツールを活用して地域の活性化を図ることにより地域経済にも寄与する効果がある。全国的にはまだまだ数少ないがスポーツの推進に関する条例を制定し、県民力を結集してシッカリとした施策の取り組みが必要であると提案。これに対し、知事は有識者等の意見も伺い調査・検討を進めると答弁。

その後、平成26年6月の県議会：一般質問では、県が調査・検討している状況や内容について議論を重ね、条例制定には魂を注入しなければならないと指摘。知事の条例制定に向けての思い、考え方を問うとともに、改めて条例制定を提案。

これに対し知事は、スポーツは人生を豊かにするもの、スポーツ・フォー・ハピネスと捉え、スポーツによる幸福実感の向上をコンセプトに条例を制定したいと答弁。同年12月24日に「三重県スポーツ推進条例」が公布され、平成27年4月1日に施行されます。

3. 「全国高等学校総合体育大会」の開催！

平成30年の夏、東海ブロック（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）で三重県が幹事県となって開催されます。平成33年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」へつなげるためにも重要な大会となります。

このことから、私は“29”の開催種目内、総合開会式は勿論のこと、少なくとも半数以上の種目の開催は我が県として絶対条件であると、平成23年9月の県議会：一般質問で強く要望して以来、機会があるたびに言い続けてきました。そして、平成26年の県議会：一般質問で、進捗状況や大会に取り組む意欲などについて議論を行い、その中で、本県の開催予定種目が“15種目”となったと報告を受け、努力いただいた関係各位に敬意を表したところです。今後、本年度に「準備委員会」を、その後「実行委員会」を設置し、準備等に取り組むこととなっています。

素晴らしい大会となるよう、今後とも頑張ります！



少年女子 ハンドボール

4. 選手の発掘・育成と指導者の確保！

本県の競技力の水準は、これまでの国民体育大会の総合順位を見ると低位にあります。平成33年の「国民体育大会」では“総合優勝！”を目標に掲げており、厳しい状況にはありますが、そのためには総合優勝を勝ち取るという強い気持ちと選手の育成や指導者の確保等の大きな課題があります。

私はこれまでも、ジュニア選手の発掘・育成、優秀な選手の県外流出、高校の強化指定や指導者の養成・確保など等の適切な対策は、大規模大会等への対応だけでなく、将来的には本県のスポーツ振興を図る上でも欠くことのできない大きな財産であり、こうした施策を推進するための新たな組織の必要性を主張してきました。

このような中、平成24年度から6高校・8運動部の強化指定を行い、その後も順次拡充を図っています。また、本県の競技力を推進するため、平成25年5月に知事を本部長とする競技力向上対策本部を設置し、有識者の意見も伺いながら競技スポーツの推進に取り組んでいます。

選手の方々が頑張る姿は、多くのみなさんに勇気と強い感動を与えます。県民のみなさんが更に元気になるよう引き続き議論を重ねてまいります。



少年女子 山岳

5. スポーツ施設の整備！

本県のスポーツ施設は、昭和48年の「全国高等学校総合体育大会」、昭和50年の「国民体育大会」の開催に合わせて整備されたものが多く、老朽化が進み、現行の競技基準にも適合しないなど大きな課題が生じています。

私は、平成23年の県議会：一般質問で、昭和63年に「三重県営スポーツ施設方針」が策定され、県営鈴鹿スポーツガーデンが整備されてきたが、大規模大会等を控え施設整備方針の抜本的見直しは不可欠でないかとの提言・議論の結果、平成24年3月に「三重県スポーツ施設整備方針」が、そして、平成25年3月に「三重県スポーツ施設整備計画」が策定されました。また、「国民体育大会」の開催に向けて、各市町のスポーツ施設も会場となることから、各市町等が行う当該施設整備に対する支援制度の要望については、他県の状況も調査しながら、本県の支援制度の在り方を提示することに繋げることができました。



私が提案し、全国で9番目となる「三重県スポーツ推進条例」の制定に携わることができたことは、今後の本県のスポーツ推進を図るうえで大きな一歩になったと考えています。今後も、この条例を背骨に、多様で多くのみなさんのお声や意見交換をさせていただきながら、本県のスポーツ推進に邁進します！

これまでも、そして、これからも！

暮らしの基盤となる『防災・減災対策』

私は常日頃より、心豊かで充実した暮らしの基盤は、地域のみなさんが“安全と安心を体感いただくこと！”と申し上げてきました。

その想いの源は、今の職をいただく前の後援会活動の中で、川越町や朝日町のみなさんは勿論のこと、殊に、川越町内の海拔ゼロメートル地域にお住いの方々から、昭和34年9月に襲来した「伊勢湾台風」による大災害の状況や地域のみなさんが今何を求められているかを伺うことで、『防災・減災対策』の着実な推進こそが心豊かに生き抜くことを支え保障するために、絶対不可欠な行政としての重要施策であることを改めて強く痛感したこと。また、地域の多くのみなさんのお力で県政の場にお送りいただいた翌年（平成16年）に、菰野町湯の山地域を中心に「ゲリラ豪雨」ともいわれる「集中豪雨」により、湯の山温泉街が孤立化するという緊急事態が発生し、その対応に追われたこと。そして、その後においても地域内で「自然災害」が頻発したことにあります。

そのため『防災・減災対策』は、地域の実情に応じた柔軟なスタンスで、適切・的確、そして、早急に取り組み整備しなければならない重要施策であると考え、ライフワークの一つとして、地域のみなさんとともに安全と安心の充実と確立を目指し取り組んでいます。

ちょうど4年前の平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」は、被災自治体の地域防災計画において考慮されていない想定外の規模の津波が指定避難所などに押し寄せ、多くの住民の命が失われました。

このことを踏まえ、三重県においても東日本大震災と同規模の地震（マグニチュード9.0）を想定し、全国に先駆けた県独自の「津波浸水予測調査（平成23年10月：速報版、翌年3月：確定版を公表）」を実施し、県内各地域の津波避難対策の基礎資料を提供するとともに、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げた「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、「避難路・避難所の安全点検と整備」をはじめとした緊急かつ集中的な対策を進めました。

また、平成24年度からスタートした「県総合計画：三重県民力ビジョン」における選択・集中プログラムに「命を守る緊急減災プロジェクト（平成24年度～平成27年度）」を位置付け、緊急避難体制の整備や広報活動の展開、木造住宅や公共施設等の耐震化、広域的な支援・受援体制の整備、防災教育の推進、脆弱化した海岸・河川堤防などの基盤整備等の緊急整備などの取り組みを推進するとともに、平成26年3月には「三重県緊急地震対策行動計画」の取り組みに、災害時要援護者対策や、観光客対策、緊急輸送・拠点機能の強化、復興プロセスの検討などを加えた「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、総合的に地震・津波対策に取り組んでいます。

風水害に対しても、伊勢湾台風や紀伊半島大水害などの過去の災害の教訓を生かすとともに、年々勢力を増している台風に対応していくことを目的とした「三重県新風水害対策行動計画」の策定作業を進め、平成27年3月に公表することとなっています。

以下、三重郡内の主な取り組みの概要を報告します。

1. 市町が進める防災・減災対策への支援

市町が取り組む「防災・減災対策」に対しては、「地域減災力強化推進補助金（補助率1/2）」による支援を強化してきました。

平成23年度から平成26年度までの主な交付実績です。

・菰野町 ⇒ 防災倉庫、家具固定等の強振動対策、衛星携帯電話などの情報通信機器、避難所等の資器材の整備

・朝日町 ⇒ 海拔表示などの避難誘導標識、ハザードマップの策定、避難所等の資器材の整備

・川越町 ⇒ 海拔表示などの避難誘導標識、防災倉庫、ハザードマップ等の策定、個別受信機の整備、避難所の資器材の整備や避難所解錠装置の設置

また、昨年9月21日には、南海トラフ地震の発生を踏まえ「三重県・朝日町・川越町合同防災訓練」を実施し、防災関係機関の連携促進や町民のみなさんの防災意識の向上を図りました。

2. 地震被害想定（三重郡の状況）

県は平成26年3月「三重県地震被害想定結果」を公表しました。それによると、過去最大クラスの南海トラフの地震が“冬の夕方”に発生した場合、三重郡では“震度6弱の地震”により沿岸部を中心に約1,310棟の家屋が全壊または焼失するとされています。

また、この地域では内陸直下型地震への注意が重要とされています。一番影響の大きい「養老―桑名―四日市断層帯」による地震が同じように“冬の夕方”に発生した場合、“震度7または6強の地震”により、南海トラフ地震の約4.8倍となる約6,300棟の家屋が全壊または焼失するとされています。

3. 防災意識の風化

「東日本大震災」は、日頃から災害に備えていくことの重要性を知らしめました。しかし、県が毎年実施している「防災に関する県民意識調査」の平

成26年度調査によると、「東日本大震災時に持った危機意識を、今も変わらず持ち続けている」人の割合は29.6%（H25：35.0%、H24：39.4%）と年々低下する一方、「東日本大震災発生時には危機意識を持っていたが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」人の割合は52.7%（H25：45.0%、H24：41.9%）と年々上昇している結果となり、正に、東日本大震災発生直後に芽生えた危機意識の低下に歯止めがかかっていない、厳しい結果となっています。

4. 『防災の日常化』を目指して！

防災・減災対策は、住民、事業者、行政といった各主体が緊密に連携して取り組んでいくことは重要なことです。

住民のみなさんが自らの身の安全は自らが守る「自助」を実践したうえで、自らの地域は地域のみなさんで守る「共助」に努めるとともに、「公助」の役割を担う県、市町、防災関係者は、それらの「自助」「共助」を促進または後押しをする、という考え方を基本に取り組む必要があります。

防災・減災対策は、非日常的な特別な活動ではなく、日々の業務や生活と一体となった当たり前のこととなること、正に、「防災の日常化」がそのあるべき姿であり、次の3つのポイントにより、今後も確実に取り組みを推進してください！

（1）東日本大震災を機に、急速に高まった県民一人ひとりの防災意識の更なる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついていること！

（2）防災・減災に向けた取り組みが、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置付けられ、自主的・持続的な活動として定着していること！

（3）「自助」「共助」「公助」の取り組みの結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い地域づくり・三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれていること！



道路ネットワーク構築による地域の活性化！

1. 新名神高速道路

《路線概要》

名古屋市から神戸市に至る全長約174km（三重県内約45km）の道路です。新東名高速道路と連結することにより東名・名神高速道路と一体となり、高規格幹線道路の根幹として、農業・文化・社会経済活動の振興に寄与する道路です。

《進捗状況》

四日市JCT～亀山西JCT間の約28kmが未開通となっています。平成27年2月1日時点での用地取得率は約97%、工事発注率が約96%となり、橋梁やトンネルなどの工事が着実に進められています。

《開通予定》

・四日市JCT～四日市北JCT間（約4.4km）：平成27年度

・四日市北JCT～亀山西JCT間（約23.4km）：平成30年度



新名神高速道路

引き続き関係市町等と連携し、一日も早く全線開通するよう、国や中日本高速道路㈱に強く働きかけてまいります。

また、菰野町内に設置が予定されているインターチェンジについて、現在は“仮称”となっています。この「IC」と「その名称」は、地域の活性化にも大きなインパクトを与える重要なものです。今後、適時・適切な時期を見計らいながら、地域のみなさんの思いが叶うよう努力してまいります。

2. 国道1号：北勢バイパス

《路線概要》

四日市市の内陸部を環状に連絡する全長約28.4kmのバイパス道路です。四日市市内に集中する交通を適切に分散し、国道1号や国道23号の渋滞緩和と道路交通の安全確保を図り、地域発展に寄与する道路です。

《進捗状況》

川越町南福崎～四日市市采女間の約21.0kmが事業着手されており、川越町南福崎：国道23号～四日市市垂坂町：市道垂坂1号線間（約7.1km）は既に開通しています。

《開通予定》

・四日市市垂坂町：市道垂坂1号線～四日市市之一色：市道日永八郷線間（約1.4



国道1号：北勢バイパス

km) が『平成27年3月7日』に開通します！

事業化されている区間については、これまでの北から（川越町から）の事業展開・道路整備だけでなく、全線にわたる事業展開を行い、早期に事業完了・供用ができるよう努力します。また、国道1号から終点部の中勢バイパスまでの未事業化区間については、早期に事業化するよう、引き続き国等に強く働きかけます。

なお、市道八郷線～国道477号バイパスの区間は、新名神高速道路の整備効果を高めるアクセス機能としての役割も担っていることから、早期の開通をめざし頑張ります。

3. 国道477号：四日市湯の山道路

《路線概要》

この道路は、四日市インターアクセス道路（四日市港から新名神高速道路の菰野IC（仮称）とを結ぶ延長約20kmの地域高規格道路）の一部を構成する道路で、東名阪自動車道の四日市ICと新名神高速道路の菰野IC（仮称）とを結ぶ延長約9.0kmの道路で、現道のバイパス機能と高速道路へのアクセス機能としての役割も担っています。

《進捗状況》

平成9年度より事業化され、現在暫定2車線で整備が進められています。平成26年5月24日には四日市市高角町～菰野町吉沢の県道四日市菰野大安線（通称：ミルクロード）間（約4.4km）が開通しました。

《開通予定》

・菰野町吉沢の県道四日市菰野大安線～新名神高速道路の菰野IC（仮称）間（約4.4km）：平成30年度



R477 吉沢高架橋

平成30年度に予定されている、新名神高速道路の開通に合わせた全線開通を目指し、引き続き事業推進を図ります。

4. 一般県道：湯の山温泉線「湯の山大橋（仮称）」

《路線概要》

一般県道：湯の山温泉線は、湯の山地区の主要な生活道路であるとともに、湯の山温泉の観光道路でもあり、観光シーズンには多くの観光客で賑わう重要な道路です。

しかし、この道路には迂回路や代替路が無く、平成20年9月、また、平成24年にも豪雨災害で約1週間にわたり地域が孤立するなど混乱を招きました。

こうしたことから、湯の山地区の災害時における住民や観光客の安全性の確保や、湯の山温泉街へのアクセスの向上を目的として、橋長269mの湯の山大橋（仮称）の整備に着手しました。

《進捗状況》

平成21年度に事業化し、調査・設計・用地買収を進めてきましたが、平成23年に発生した東日本大震災により橋梁の設計基準の見直しが行われたことから、設計のやり直し等もあり、平成26年度から工事に着手しました。

《開通予定》

・新名神高速道路の開通に合わせての供用に向け、今後とも鋭意事業を推進するよう強く働きかけてまいります。



一般県道：湯の山温泉線「湯の山大橋（仮称）」

私は、地域の活性化と観光振興を目的に、湯の山温泉街と対岸の鈴鹿スカイラインを結ぶ「夢の架け橋」の架橋構想を推進していた経緯を知る者として、豪雨災害が発生して湯の山地区が孤立したことを契機に、県議会一般質問でその目指すべき目的を、防災・減災対策であり、正に「命の架け橋」であると、その必要性や緊急性を強く訴え続け、知事や当局との建設的な議論の甲斐あって実現できたものと思っています。次の想いは、計画どおり早期に供用させることです。そして、地域のみなさんと英知を結集し、この橋をいかにして活用して北勢地域の、いや三重県の活性化に繋げるか！だと考えています。

三重県議会議員の選挙区と定数の見直し

～ 選挙区調査特別委員会：委員長として～

平成25年1月17日「選挙区調査特別委員会」が設置されて以来、延べ22回にわたる委員会を開催し、法令や他府県の状況、また、過去の見直しの状況等について調査検討するとともに、見直しの中間案についてパブリックコメントを行い、広く県民のみなさんから意見を聴取するなど等、三重県議会



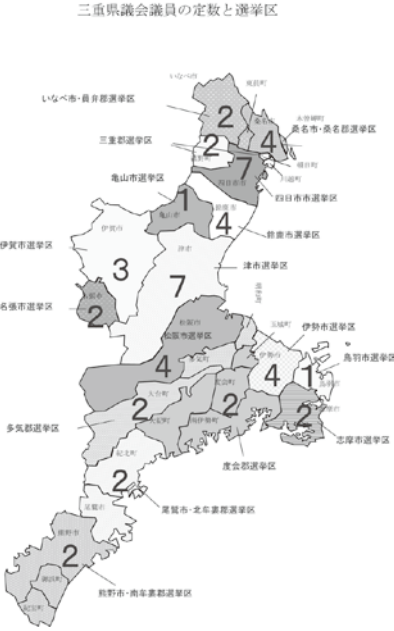
員の選挙区と定数について総合的に調査検討を重ねながら最終案を取りまとめ、「三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」の一部を改正する条例案を委員会発議で提案し、平成26年5月の本会議で可決・成立しました。

以下、14年ぶりに選挙区や定数などの見直しを行い、条例案を取りまとめた特別委員会の委員長として、その調査の経過と結果について報告します。

＝見直し前の選挙区定数等の状況＝

選挙区：定数	人口/定数	格差	面積
亀山市：1	51,023	—	190.91
尾鷲市・北牟婁郡：2	19,322	2.64	450.17
熊野市・南牟婁郡：2	20,467	2.49	541.57
鳥羽市：1	21,435	2.38	107.99
度会郡：2	24,313	2.099	652.43
多気郡：2	24,344	2.096	507.03
志摩市：2	27,347	1.87	179.72
三重郡：2	31,804	1.60	121.59
伊賀市：3	32,402	1.57	558.17
伊勢市：4	32,568	1.567	208.53
いなべ市・員弁郡：2	35,673	1.43	242.24
桑名市・桑名郡：4	36,786	1.39	152.33
名張市：2	40,142	1.27	129.76
津市：7	40,821	1.25	710.81
松阪市：4	42,004	1.21	623.77
四日市市：7	43,967	1.16	205.53
鈴鹿市：4	49,823	1.02	194.67
17選挙区：51	—	—	—

*表中、格差とは一票の格差で、格差の大きい順に記載。
格差は、対亀山市（議員一人当たり人口が最大）。
議員一人当たり人口は、36,367人。



◇委員会審議のための論点整理

～ 基本方針は、一票の格差は正 ～

委員会審議は、先ず過去に行われた選挙区調査特別委員会や議員定数等検討会議における委員長報告等の附帯事項等を踏まえ、一票の格差の是正を基本に、定数の削減、選挙区の見直しの検討を行うことを委員会の合意事項とし、議員の総定数、選挙区人口と定数の逆転現象区、任意合区対象区、一人区、公職選挙法第15条第8項のただし書きの適用など、多くの課題について論点を整理し、調査検討を行いました。

◇これまでの議員定数や選挙区見直しの経過

議員の総定数については、平成12年3月「選挙区調査特別委員会」において、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化する中、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととして、議員定数の見直しを行いました。その内容は、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市・飯南郡）から1人ずつ削減して議員定数を55人から51人にし、平成15年4月の一般選挙から適用し、現在に至っています。なお、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化、防災等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず据え置きました。その後、平成18年の「選挙区調査特別委員会」、平成21年の「議員定数等検討会議」の検討結果においても、中山間地域や県南部地域の選挙区定数を据え置いた経緯があります。

また、選挙区の区域については、平成の大合併により県内の市町村において合併が行われたことから、平成18年3月の条例改正で24選挙区を17選挙区に変更し、平成19年4月の一般選挙から適用し、現在に至っています。

◇改正公職選挙法の検討

平成25年12月に「公職選挙法」が改正されました。その改正内容は、郡を単位とする選挙区は、郡の区域にかかわらず町村単位の選挙区設定や合区が可能になるとともに、町村は配当基数にかかわらず隣接する市町村と自由に合区が可能になるなど、大幅に改正されました。

この法改正に基づく選挙区の区域の見直しについては、これまでの概念に無い選挙区ができてしまうこととなり、県民のみなさんに理解を得るための周知期間を十分に確保する必要があることから、今回の見直しでは見送ることとしました。

◇議員一人当たり人口が最大選挙区の検討

一票の格差の是正を図るために、議員一人当たり人口が最も多い「亀山市選挙区」は、県の総人口が減少傾向にある中、現在の社会情勢や厳しい県財政状況の下での議員定数の増員は、県民の理解を得ることは難しいとの結論

これまでも、そして、これからも！

議員総定数を増加させずに一票の格差の是正を図るには、隣接する選挙区との合区か、選挙区定数の増加が考えられますが、隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口：51,023人が議員定数51人による議員一人当たりの人口36,367人を上回っているため、公職選挙法の規定により合区ができないこと。また、亀山市選挙区の定数を1人増加したとしても、次に議員一人当たりの人口が多い鈴鹿市選挙区：49,823人があるため、抜本的な一票の格差の是正にはつながらないことから、「亀山市選挙区」の定数1人は現行どおり据え置くこととしました。

◇定数削減等の対象選挙区の検討

・「尾鷲市・北牟婁郡選挙区：格差2.64」、「熊野市・南牟婁郡選挙区：格差2.49」、「多気郡選挙区：格差2.096」、「度会郡選挙区：格差2.099」
両選挙区とも一票の格差が大きく逆転現象区であることから、それぞれ選挙区定数2人を1人削減し、定数1人としました。

この見直しによって、一人区が新たに4選挙区増加することになります。選挙区の設定にあたっては、県民みなさんの多様な民意を的確に議会に反映するため、できる限り一人区の設置は避け、合区を行うことにより議員定数を複数とすべきである。との意見がある一方、地域の声を拾い上げるには面積の小さい選挙区を設置すべきでは。との検討・議論が行われ、その結果、それぞれの選挙区は広大な面積を有していることから、隣接する選挙区との合区は行わないこととしました。

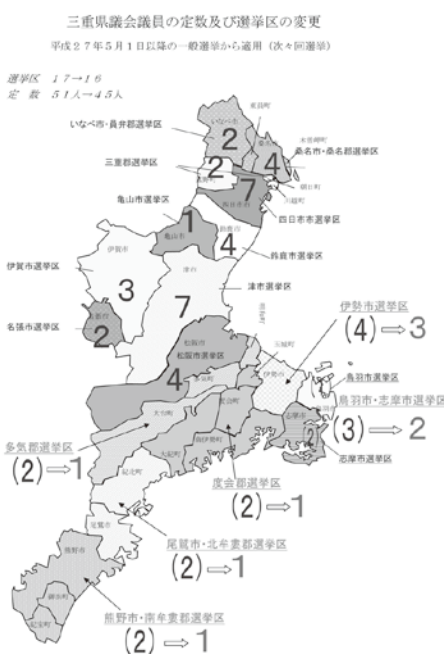
- ・「伊勢市選挙区：定数4人」
平成12年3月の定数の見直しでは、伊勢湾岸の都市形成が進んでいる市においては、市議会機能の充実により住民の意見等がより迅速確実に県や国などに伝達されている状況にあるとして、4市選挙区の定数を削減した経緯があります。その際、「伊勢市選挙区：定数3人」は「度会郡選挙区：定数3人」との均衡も考慮し、定数を据え置いてきたことなどを踏まえ、今回、「伊勢市選挙区」の定数4人を1人削減し、定数3人としました。
- 



◇改正条例の施行期日

=改正後の選挙区定数等の状況=

選 挙 区	定 数	格 差
津市	7	1.25
四日市市	7	1.16
伊勢市	4⇒3	1.17
松阪市	4	1.21
桑名市・桑名郡	4	1.39
鈴鹿市	4	1.02
名張市	2	1.27
尾鷲市・北牟婁郡	2⇒1	1.32
亀山市	1	—
鳥羽市・志摩市	3⇒2	1.34
熊野市・南牟婁郡	2⇒1	1.25
いなべ市・員弁郡	2	1.43
伊賀市	3	1.57
三重郡	2	1.60
多気郡	2⇒1	1.048
度会郡	2⇒1	1.049
17⇒16選挙区	51⇒45	—



この経験を新たな糧として、これからも一層県民みなさんの目線・立場で、最善の努力を傾注してまいりますので、引き続きのご指導をよろしくお願いいたします。

みなさんの「夢」「想い」「声」を直接お伺いし、また、話し合いを重ねながら、みなさんとともに、安全で安心な住みよい元気な地域づくりのため、気軽に語り合える場としたいと考えています。少人数での開催也大歓迎です。どうぞ、お気軽にお声かけください。